

第 46 号議案

神戸市市税条例の一部を改正する条例の件

神戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 5 月 11 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 神戸市市税条例（昭和 25 年 8 月 条例第 199 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第 20 条 [略]	第 20 条 [略]
2～11 [略]	2～11 [略]
12 特定配当等（所得税法第 24 条第 1 項に規定する配当等で租税特別措置法第 9 条の 3 各号に掲げるもの（法第 23 条第 1 項第 15 号ロに掲げるものを除く。）をいう。以下この節において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する	12 特定配当等（所得税法第 24 条第 1 項に規定する配当等で租税特別措置法第 9 条の 3 第 1 項各号に掲げるもの（法第 23 条第 1 項第 15 号ロに掲げるものを除く。）をいう。以下この節において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算

ものとする。

13～15 [略]

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市民税の徴収猶予)

第29条の3 法第321条の7の13第1

項の規定による徴収の猶予については、同条に定めるところによる。

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は2分の1とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は5分の3とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第4号に規定する条例で定める割合は4分の3とする。

8～10 [略]

(利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税の減額)

第37条の6の2 法附則第15条の11の

適用を受ける改修特別特定建築物に係る固定資産税の減額については、同条に定めるところによる。

定するものとする。

13～15 [略]

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市民税の徴収猶予)

第29条の3 法第321条の7の12第1

項の規定による徴収の猶予については、同条に定めるところによる。

(固定資産税の課税標準の特例)

第36条の3 [略]

2～6 [略]

7 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は3分の2とし、同項第2号に規定する条例で定める割合は7分の6とし、同項第3号に規定する条例で定める割合は4分の3とし、同項第4号に規定する条例で定める割合は2分の1とする。

8～10 [略]

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額)

第37条の6の2 法附則第15条の11の

適用を受ける改修実演芸術公演施設に係る固定資産税の減額については、同条に定めるところによる。

2 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受くべき者がする申告)

第46条 第37条の2の規定に該当する住宅について、同条の規定の適用を受くべき者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の減免)

第71条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、その事由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、軽自動車税を減免すべき

2 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、規則で定める申告書に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受くべき者がする申告)

第46条 第37条の2 又は第37条の4の規定に該当する住宅について、同条の規定の適用を受くべき者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。

(軽自動車税の減免)

第71条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定によつて軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、その事由を証する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、軽自動車税を減免

事由があることが明らかな場合に限り、市長は、申請を待たずに減免することができる。

附 則

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第 4 条の 2 [略]

2 ～ 4 [略]

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第 25 条第 5 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第 4 条の 2 第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3 月 15 日までに同項の申告書」とあるのは「3 月 15 日までに、第 1 項の申告書又は総務省令の定めるところにより同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

すべき事由があることが明らかな場合に限り、市長は、申請を待たずに減免することができる。

附 則

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第 4 条の 2 [略]

2 ～ 4 [略]

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第 25 条第 5 項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第 4 条の 2 第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「3 月 15 日までに同項の申告書」とあるのは「3 月 15 日までに、第 1 項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

(3) [略]

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第4条の6 法附則第5条の5第2項の適用を受ける個人の市民税に係る寄附金税額控除における特例控除額については、同項の定めるところによる。

第4条の6 第23条の2の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、同条第4項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第21条第3項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条の5に規定する法附則第33条の2第5項、附則第14条の6に規定する法附則第33条の3第5項、附則第15条に規定する法附則第34条第4項、附則第16条に規定する法附則第35条第5項、附則第16条の2に規定する法附則第35条の2第5項、附則第16条の2の2第1項に規定する法附則第35条の2の3第5項又は附則第16条の4に規定する法附則第35条の4第4項の規定の適用を受けるときは、第23条の2第4項に規定する特例控除額は、同項第2号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該

各号に定める割合のうち最も低い割合
）を乗じて得た金額の5分の4に
相当する金額（当該金額が当該納税
義務者の第21条（第1項を除く。）及
び第22条の規定を適用した場合の所
得割の額の100分の20に相当する金
額を超えるときは、当該100分の20に
相当する金額）とする。

(1) 第21条第3項に規定する課税山
林所得金額を有する場合 当該課
税山林所得金額の5分の1に相当
する金額について、第23条の2第
4項第1号の表の左欄に掲げる金
額の区分に応じ、それぞれ同表の
右欄に掲げる割合

(2) 第21条第3項に規定する課税退
職所得金額を有する場合 当該課
税退職所得金額について、第23条
の2第4項第1号の表の左欄に掲
げる金額の区分に応じ、それぞれ
同表の右欄に掲げる割合

(3) 前年中の所得について附則第14
条の6に規定する法附則第33条の
3第5項の規定の適用を受ける場
合 100分の50

(4) 前年中の所得について附則第16
条に規定する法附則第35条第5項
の規定の適用を受ける場合 100

分の60

(5) 前年中の所得について附則第14条の5に規定する法附則第33条の2第5項、附則第15条に規定する法附則第34条第4項、附則第16条の2に規定する法附則第35条の2第5項、附則第16条の2の2第1項に規定する法附則第35条の2の3第5項又は附則第16条の4に規定する法附則第35条の4第4項の規定の適用を受ける場合 100分の75

第4条の7及び第4条の8 削除

第4条の7 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税についての第23条の2第1項及び第4項並びに前条（これらの規定を次条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、第23条の2第4項第1号の表中「100分の85」とあるのは「100分の84.895」と、「100分の80」とあるのは「100分の79.79」と、「100分の70」とあるのは「100分の69.58」と、「100分の67」とあるのは「100分の66.517」と、「100分の57」とあるのは「100分の56.307」と、「100分の50」とあるのは、「100分の49.16」と、「100分の45」とあるのは「100分の44.055」

と、前条第3号中「100分の50」とあるのは「100分の49.16」と、同条第4号中「100分の60」とあるのは「100分の59.37」と、同条第5号中「100分の75」とあるのは「100分の74.685」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第4条の8 租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用がある場合における第23条の2第1項及び第4項並びに附則第4条の6の規定の適用については、第23条の2第1項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」
と、第23条の2第4項及び附則第4条の6中「特例控除寄附金」とあるのは、「特例控除寄附金(租税特別措置法第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に

相当する部分を除く。)」とする。

第2条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前
(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 退職手当等 所得税法第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条において退職手当等とみなされる一時金及び租税特別措置法第29条の5において退職手当等とみなされる金額を含む。）をいう。 (7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第	(市民税に関する用語の意義) 第18条 市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) [略] (6) 退職手当等 所得税法第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条において退職手当等とみなされる一時金及び租税特別措置法第29条の4において退職手当等とみなされる金額を含む。）をいう。 (7) 同一生計配偶者 市民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第

4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで、第26条から第28条の12まで及び第33条において「前年」という。)の合計所得金額が62万円以下である者をいう。

(8) [略]

(9) 扶養親族 市民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が62万円以下である者をいう。

(10)～(15) [略]

4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この条、第19条の2、第20条から第25条の2まで、第26条から第28条の12まで及び第33条において「前年」という。)の合計所得金額が58万円以下である者をいう。

(8) [略]

(9) 扶養親族 市民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項第3号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が58万円以下である者をいう。

(10)～(15) [略]

2～5 [略]

(所得控除)

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(5の3) [略]

(6) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき26万円(その者が特別障害者(障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第3項及び第8項並びに第22条及び第25条の2の3第1項第2号において同じ。))である場合には、30万円)

(7)～(12) [略]

2～12 [略]

(寄附金税額控除)

第23条の2 [略]

2、3 [略]

4 第1項の特例控除額は、同項の所

2～5 [略]

(所得控除)

第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

(1)～(5の3) [略]

(6) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき26万円(その者が特別障害者(障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第3項及び第8項並びに第22条において同じ。))である場合には、30万円)

(7)～(12) [略]

2～12 [略]

(寄附金税額控除)

第23条の2 [略]

2、3 [略]

4 第1項の特例控除額は、同項の所

得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額とする。ただし、当該相当する金額が当該納税義務者の第21条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額と1,544,000円とのいずれか低い金額を超えるときは、当該いずれか低い金額とする。

(1)～(3) [略]

5、6 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、

得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の4に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第21条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

(1)～(3) [略]

5、6 [略]

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第25条の2の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、

当該給与支払者を経由して市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3)、(4) [略]

2～6 [略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第25条の2の3 法第317条の3の3
第1項に規定する公的年金等受給者
（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければなら

当該給与支払者を経由して市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第20条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)、(4) [略]

2～6 [略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第25条の2の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第19条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合

ない。

(1) [略]

(2) 公的年金等受給者が、特別障害

計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第34条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して市長に提出しなければならない。

(1) [略]

者又はその他の障害者に該当する
場合にはその旨及びその該当する
事実並びに寡婦又はひとり親に該
当する場合にはその旨

(3) 法第317条の3の3第2項第3
号に規定する特定配偶者の氏名

(4)、(5) [略]

2～5 [略]

附 則

(東日本大震災に係る住宅借入金等
特別税額控除の適用期間等の特例)

第24条 市民税の所得割の納税義務者
が前年分の所得税につき震災特例法
第13条第1項の規定の適用を受けた
場合における附則第4条の5に規定
する法附則第5条の4の規定の適用
については、次の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

[略]	[略]	[略]
第5項 第1号	租 税 特 別 措 置 法 第 41 条 第 2 項 から 第 18 項 まで 若	[略]

(2) 特定配偶者の氏名

(3)、(4) [略]

2～5 [略]

附 則

(東日本大震災に係る住宅借入金等
特別税額控除の適用期間等の特例)

第24条 市民税の所得割の納税義務者
が前年分の所得税につき震災特例法
第13条第1項の規定の適用を受けた
場合における附則第4条の5に規定
する法附則第5条の4の規定の適用
については、次の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字
句は、それぞれ同表の右欄に掲げる
字句とする。

[略]	[略]	[略]
第5項 第1号	租 税 特 別 措 置 法 第 41 条 第 2 項 から 第 5 項 まで 若	[略]

	しくは 第 41 条 の 2			しくは 第 10 項 から第 21 項ま で若し しくは第 41 条の 2	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2、3 [略]			2、3 [略]		

第 3 条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第 3 条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び第 3 条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第 3 条による改正後	第 3 条による改正前
<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第 38 条 同一の者について、同一区内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては 30 万円、償却資産にあつては <u>180 万円</u> に満たない場合においては、固定資産税を課</p>	<p>(固定資産税の免税点)</p> <p>第 38 条 同一の者について、同一区内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては 30 万円、<u>家屋にあつては 20 万円</u>、償却資産にあつては <u>150 万円</u> に満たない場合においては、固</p>

さない。

定資産税を課さない。

第4条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第4条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第4条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第4条による改正後	第4条による改正前
(所得控除) 第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。 (1)～(8) [略] (8の2) ひとり親である所得割の納税義務者 <u>33万円</u> (9)～(12) [略] 2～12 [略] 附 則 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	(所得控除) 第20条の3 所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。 (1)～(8) [略] (8の2) ひとり親である所得割の納税義務者 <u>30万円</u> (9)～(12) [略] 2～12 [略] 附 則 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第15条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額については、法附則第34条の2 第5項に規定する額とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2 第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所

第15条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額については、法附則第34条の2 第4項に規定する額とする。

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2 第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条に規定する譲渡所

得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

3 [略]

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において法附則第34条の2第8項に規定する区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第23条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供す

得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

3 [略]

（東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例）

第23条の2 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等（震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この条において同じ。）が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供す

ることができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

[略]	[略]	[略]
附則第15条の2第3項に規定する	[略]	[略]

ることができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法附則第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

[略]	[略]	[略]
附則第15条の2第3項に規定する	[略]	[略]

法附則 第34条 の2第 7項		
[略]	[略]	[略]

2 [略]

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

法附則 第34条 の2第 6項		
[略]	[略]	[略]

2 [略]

3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった市民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第4条に規定する法附則第4条の規定、附則第4条の2に規定する法附則第4条の2の規定、附則第15条に規定する法附則第34条の規定、附則第15条の2に規定する法附則第34条の2の規定、附則第15条の3に規定する法第34条の3の規定又は附則第16条に規定する法附則第35条の規定を適用する。

[略]	[略]	[略]
-----	-----	-----

附則第 15条の 2第3 項に規 定する 法附則 第34条 の2第 7項	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

4、5 [略]

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第23条の3 [略]

2 附則第15条の2第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、法附則第34条の2第6項に規定する期間（その末日が平成23年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる

附則第 15条の 2第3 項に規 定する 法附則 第34条 の2第 6項	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]

4、5 [略]

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第23条の3 [略]

2 附則第15条の2第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、法附則第34条の2第5項に規定する期間（その末日が平成23年12月31日であるものに限る。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令で定める場合において、平成24年1月1日から起算して2年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる

土地等の譲渡に該当することとなる
ことが確実であると認められること
につき総務省令で定めるところによ
り証明がされたときは、当該譲渡の
日から当該政令で定める日までの期
間を法附則第34条の2 第6項に規定
する期間とみなして、附則第15条の
2の規定を適用する。

土地等の譲渡に該当することとなる
ことが確実であると認められること
につき総務省令で定めるところによ
り証明がされたときは、当該譲渡の
日から当該政令で定める日までの期
間を法附則第34条の2 第5項に規定
する期間とみなして、附則第15条の
2の規定を適用する。

第5条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第5条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分
(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び第5条による改
正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号にお
いて「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改
正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第5条による改正後	第5条による改正前
<p>(市民税に関する用語の意義)</p> <p>第18条 市民税について、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法人税額 次に掲げる法人の区 分に応じ、それぞれ次に定める額 をいう。</p> <p>ア 内国法人 法人税法その他の 法人税に関する法令の規定によ</p>	<p>(市民税に関する用語の意義)</p> <p>第18条 市民税について、次の各号に 掲げる用語の意義は、それぞれ当該 各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 法人税額 次に掲げる法人の区 分に応じ、それぞれ次に定める額 をいう。</p> <p>ア 内国法人 法人税法その他の 法人税に関する法令の規定によ</p>

り計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。以下この号において同じ。）の国際最低課税額（同法第82条の3第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余额（同法第82条の11第1項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第82条の19第1項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第

り計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の2に規定する対象会計年度をいう。以下この号において同じ。）の国際最低課税額（同法第82条の3第1項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余额（同法第82条の11第1項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第82条の19第1項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第3条の3第5項、第6条第3項、第8条の3第5項、第9条の2第4項、第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の7第1項及び第66条の9の3第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の2（租税特別措置法第

9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の4の2、第42条の5、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。)、第42条の12の7(第1項、第5項、第6項、第8項、第9項及び第12項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利

9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第70条並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の4の2、第42条の10(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の11(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の11の2(第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。)、第42条の12(第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。)、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6(第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。)、第66条の7(第2項、第6項及び第10項から第13項までを除く。)及び第66条の9の3(第2項、第5項及び第9項から第12項までを除く。)の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度の国際最低課税残余额（法人税法第145条の2第1項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第145条の6第1項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第144条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第68条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の2及び

イ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度の国際最低課税残余额（法人税法第145条の2第1項に規定する国際最低課税残余额をいう。）に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額（同法第145条の6第1項に規定する国内最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第144条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項、第41条の12の2第7項及び第41条の22第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第68条（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第41条の9第4項、第41条の12第4項及び第41条の12の2第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の2及び

第144条の2の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の4の2、第42条の5、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の11の2（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の12（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の12の2、第42条の12の5、第42条の12の6（第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。）及び第42条の12の7（第1項、第5項、第6項、第8項、第9項及び第12項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

第144条の2の2（租税特別措置法第9条の3の2第7項、第9条の6第4項、第9条の6の2第4項、第9条の6の3第4項及び第9条の6の4第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の4、第42条の4の2、第42条の10（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の11（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の11の2（第1項、第3項、第4項及び第7項を除く。）、第42条の12（第1項、第3項から第5項まで及び第8項を除く。）、第42条の12の2、第42条の12の5 及び第42条の12の6（第1項、第9項から第11項まで及び第19項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(ア)、(イ) [略]

(4の2)～(15) [略]	(4の2)～(15) [略]
2～5 [略]	2～5 [略]

第6条 神戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の第6条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第6条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第6条による改正後	第6条による改正前
<p>附 則</p> <p><u>（特定暗号資産に係る市民税の課税の特例）</u></p> <p>第16条の3の3 法附則第35条の3の6 <u>第4項の規定の適用を受ける事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合は、同項から第6項までに定めるところにより市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）</u></p> <p>第16条の3の4 法附則第35条の3の7 <u>第7項の規定の適用を受ける譲渡損失の金額は、同項から第12項までに定めるところにより譲渡所得等の金額の計算上控除する。</u></p>	<p>附 則</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条及び次条の規定 令和9年1月1日
- (2) 第3条及び附則第8条の規定 令和9年4月1日
- (3) 第4条及び附則第3条の規定 令和10年1月1日
- (4) 第5条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日
- (5) 第5条（第18条第1項第4号ア及びイの改正規定（「、42条の5」を加える部分に限る。）に限る。）及び附則第5条の規定 産業技術力強化法の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日
- (6) 第6条及び附則第6条の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）第18条第1項（第7号及び第9号に係る部分に限る。）の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和8年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条の2第4項の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第25条の2の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第25条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第2条の規定による改正前の神戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第25条の2の3

第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第3条 第4条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「4条新条例」という。）第20条の3第1項の規定は、令和10年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和9年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 4条新条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（以下「3号施行日」という。）以後に行う4条新条例第15条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

第4条 第5条の規定による改正後の神戸市市税条例（以下「5条新条例」という。）第18条第1項（租税特別措置法第42条の12の7の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用する。

第5条 5条新条例第18条第1項（租税特別措置法第42条の5の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用する。

第6条 第6条の規定による改正後の神戸市市税条例附則第16条の3の3及び第16条の3の4の規定は、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第7条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までに新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 前2項及び次条に定めるもののほか、固定資産税に関する経過措置は、改正法附則第14条第15項から第18項までに定めるところによる。

第 8 条 第 3 条の規定による改正後の神戸市市税条例第 38 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。